

2021年2月23日

JPTEC 関東
会員 各位

JPTEC 関東代表
根本 学

JPTEC コースの開催について（通知）

向春の候、皆様におかれましては、通常の救急医療とコロナ対策にご尽力され、困憊されているとお察しします。また、このような状況にもかかわらず、JPTEC コース開催についてご理解ご協力を賜り、感謝申し上げます。

昨年12月以降の新型コロナウイルス感染蔓延に伴い、緊急事態宣言が政府より再度発令され JPTEC コースについても感染防止を目的として、JPTEC 関東は1月7日より再度コース開催を中止しておりますが、2月4日に開催された JPTEC 関東臨時幹事会において、以下のようにコース開催について一部開始することになりましたので、通知いたします。

1 コース開催再開日 2021年2月23日

原則、緊急事態宣言が解除された地域又は、学校や病院等、教育プログラムに含まれるコースに限る

2 コース開催申請方法

- 全てのコース開催申請書にコース内における感染対策に関する書類（自由書式で概要の分かるもの）を添付の上、各都県事務担当者を通じて申請する。
- 開催申請については現在中止していない。但し、コース開催日が緊急事態宣言期間中に該当した場合には原則中止（除く、教育プログラムに含まれるコース）することとし、審議期間に1週間程度を要するため40日ルールを待たず余裕を持って申請すること。

3 コース開催承認

各都県幹事または事務担当者から JPTEC 関東幹事会に全てのコース開催について審議依頼を行い、感染防止対策が適切に計画されているかも含めて審議し承認する。なお、審議期間は1週間程度とする。

現在、JPTEC 協議会から各コースについての感染防止対策に関するガイドラインが算定されています。別添の JPTEC 協議会 (<https://www.jptec.jp/kisoku.html>) 「JPTEC 関東コース開催指針 Ver. 2020.09.14」及び2020年東京オリンピック・パラリンピックに係る救急・災害医療体制を検討する学術連合体が提示している「新型コロナウイルス感

染症の流行に伴う救急・災害医療に関わる研修 の開催指針（ガイドライン）」

http://2020ac.com/documents/ac/06/1/1/2020AC_covid19_training_guidelines_20200722.pdf に準じてコースを開催する。

4 コース開催報告

コース終了後は、感染防止対策の実施結果（自由書式で概要の分かるもの）を含めて報告する。

5 その他

- ① インストラクター資格更新について、下記③(1)を参照、指導履歴によらず更新可能であり、更新希望者はWEB システムより各自で資格更新事務を行うこと。
- ② プロバイダー資格（プレインストラクター登録者含む）更新について現在は円滑に資格更新コースを開催できないため、下記③(2)(3)を参照、更新期限が過ぎていてもコース参加や受講ができ、直ぐに失効とはならない
- ③ 連絡調整委員会での決議（議案 201219 号）による新型コロナウイルス拡大防止のための特例措置については、JPTEC 定款施行規則第 10 条の定めに基づき以下のとおりとする。「COVID-19 による JPTEC 資格の特例措置」2021 年 1 月 21 日一部改正

- (1) 2020 年 2 月 29 日現在において JPTEC インストラクターの資格を有する者及び 2020 年 3 月 1 日以降に新たに JPTEC インストラクターの資格を取得した者は、2020 年 2 月 29 日から登録された指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日から起算して 6 か月を経過した日の月末までの間にインストラクターの資格有効期限満了日を迎える場合は、定款施行規則第 9 条第 4 項に定めるコースの指導回数要件を満たしているとみなす。
- (2) 2020 年 2 月 29 日現在において JPTEC プレインストラクターの登録を受けている者又は JPTEC プロバイダーの資格を有する者が、新型コロナウイルスの感染拡大に対する備えのためにコースに参加できなかった場合は、職場又は居住地を管轄する指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日から起算して 6 か月を経過した日の月末まで、それぞれの登録の有効期間を延長することができる。
- (3) 前項の規定は、2020 年 3 月 1 日以降に、新たに JPTEC プレインストラクターの登録を受けた者及び新たに JPTEC プロバイダーの資格を取得した者に適用する。
- (4) 指定地域組織の代表が定めるコースが適正に開催できると判断した日は、別に定める。
- (5) 本特例措置は、2023 年 2 月 28 日に廃止するものとする。

上記について、現在のところ 2022 年 8 月 31 日を X-day と仮定しているが、決定ではない。不明な点は各都県事務担当者へ連絡すること。 以上

「JPTEC 関東コース開催指針 Ver.2021.2.4」

コース開催について

- ・ 政府が緊急事態宣言を発令した場合（その期間）、各都県のコース開催は原則中止するものとする（除く、教育プログラムに含まれるコース）。
- ・ 各都県のコース開催について、現在の感染状況など、その地域の実情を考慮し、各都県幹事が事前に開催可否の判断を行い、各都県事務担当者が、JPTEC 関東幹事会に申請、審議を受けるものとする。
- ・ 政府や都県から不要不急の外出制限の通達が出ている場合には、開催について再検討する（感染症対策や完全施設単位のクローズドコース、2週間前からの体調管理の徹底、当日の検温、コース終了後に連絡体制の準備等感染対策をとっている場合は、開催につき検討する）。
- ・ 開催する施設の施設長（管理者）の許可を必ず得ていること。
- ・ 感染症（接触・空気・飛沫など）の対策と消毒に関する物品の充実を図ること。
- ・ 都県がイベント開催の規制を発した場合は、コースを中止または縮小する。
- ・ コース終了後、感染症が発生した場合の対応要領について明確にし、発生した場合には躊躇なく対処し、JPTEC 関東幹事会に報告すること。
- ・ 感染リスクの高い地域へ、都県をまたいでのインストラクター等の移動は控えること。
- ・ コースを開催する場合は、JPTEC 協議会から示された、各コース規程を厳守すること。

健康管理担当者

- ・ コース参加者の健康管理（検温、健康チェックなど）と感染対策の指導、必要な物品の管理等を行うため、健康管理担当者（コース世話人、CMD、CC で兼務可）をおく。
- ・ 健康管理担当者は、コースの開始にあたり、コースでの感染対策について説明を行う。
- ・ 健康管理担当者は、マスクの着用、手指衛生、使用物品の消毒、換気の確保などについて、適宜、参加者に一斉に呼び掛けて確実な実践を促す。
- ・ 健康管理者は、JPTEC 関東感染対策チェックシートを用いて、感染対策を徹底すること。

感染防止対策上のコース参加制限

- ・ コース開催日に発熱等の症状がある場合、感染防止対策を行わずして感染陽性者または感染が疑われる人との接触がある場合はコースに参加できない。
- ・ コース開催日前の 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該国・地域の在住者と濃厚接触がある場合はコースに参加

できない。

- ・受講者、指導者、スタッフなどコース参加者は、感染防止について知識を有する以下の者が参加出来るものとする。

(一般社団法人 JPTEC 協議会 定款施行規則第 5 条の一部改変)

- (1) 消防吏員
- (2) 消防吏員以外の救急救命士
- (3) 医師
- (4) 歯科医師 (救命救急センター又は救急病院の救急部門に属する者に限る)
- (5) 看護師及び准看護師
- (6) 診療放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師で災害医療派遣業務に従事するもの
- (7) 警察官、海上保安官及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官で救急業務、救助業務又は災害医療派遣業務に従事するもの
- (8) 救急救命士の受験資格を得ることができる学校若しくは救急救命士養成所、医学部又は看護学部及び看護学校 (准看護学校を含む) の学生又は生徒 (学年は問わない)

コースに参加出来なかった場合のキャンセル規定

- ・コース運営担当者は、受講者がコースに参加できなかった時の参加費等の取り扱いについて事前に定めておく。

その他

- ・コース主催の懇親会は実施しない。ただし、受講者・指導者が個人的に飲食に行くことまでも禁止するものではない。